

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年3月23日（令和4年（行情）諮問第231号）

答申日：令和4年11月2日（令和4年度（行情）答申第313号）

事件名：行政文書ファイル「平成27年度 宿舎転任等通報表」につづられて  
いる文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる23文書（以下、順に「文書1」ないし「文書23」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月26日付け防官文第5214号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消し等を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

##### (2) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

##### (3) 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

(4) 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

(5) 複写媒体としてDVD-R選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月8日付け防官文第3791号により、文書1の案文の1枚目のみ（以下「先行開示文書」という。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和3年3月26日付け防官文第5214号により、文書1の案文の1枚目を除く部分及び文書2ないし文書23について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

#### 3 本件対象文書について

本件対象文書は、人事教育局厚生課宿舍企画室（以下「宿舍企画室」という。）が保有する行政文書ファイルにつづられている行政文書であり、紙媒体で管理されているものである。

#### 4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 審査請求人は、「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現

では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」として、不開示決定処分の対象部分の特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は、不開示箇所を適正に特定の上、開示決定通知書に具体的に記載している。

(3) 審査請求人は、「本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。」として、本件対象文書の電磁的記録の特定を求めるが、上記3のとおり、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。

(4) 審査請求人は、「開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。」として、文書の特定に漏れがないか確認するよう求めるが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していないことから原処分を行ったものであり、本件審査請求を受けて改めて確認したが、その存在は確認できなかった。

(5) 審査請求人は、「開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。」として、複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求めるが、当該主張は、開示の実施の方法に係る不服申立てであって、法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらぬ。

(6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月15日 審議
- ④ 同年9月26日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月28日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしているこ

とから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「平成27年度 宿舍転任等通報表」につづられている文書（行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成・取得年度：2015年度，大分類：宿舍，中分類：宿舍管理，名称（小分類）：平成27年度 宿舍転任等通報表）である。原処分を行った経緯は、理由説明書（上記第3を指す。以下同じ。）の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、理由説明書の3及び4（3）において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。

イ また、当該行政文書ファイルを確認したところ、先行開示文書及び文書1ないし文書23（本件対象文書）が管理されていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舍企画室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

## (2) 検討

ア 上記（1）アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁から本件対象文書の行政文書ファイル管理簿への登録状況が分かる資料の提示を受けて確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種類」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記（1）アの説明に符合することが認められ、上記（1）ア及びイの諮問庁の説明には特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、諮問庁の上記第3の4（4）及び上記（1）ウの探索の範囲等について、特段の問題があるものとは認められない。

イ そうすると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ したがって、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

## 3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2のとおり（別表のとおり）説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

- (1) 別表の番号1に掲げる不開示部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分には、特定の公務員宿舎の貸与を受け又は転任等をする防衛省・自衛隊の職員の氏名、所属部署、職務の級等、当該宿舎の名称、所在地、戸番、異動事由及び当該職員が支払う月額使用料等が行ごとに一体として記載されていると認められる。

ア これを検討するに、当該不開示部分は、当該宿舎の貸与を受け又は退去等をする職員ごとに一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

イ 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、特定の公務員宿舎の貸与を受け又は転任等をする防衛省・自衛隊の職員の氏名、所属部署、職務の級、当該宿舎の名称、所在地及び戸番については、氏名が記載されている者ごとの個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

また、その余の部分についても、不開示とされた部分が開示された場合、当該職員の個人を特定する手掛かりとなり、当該職員の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示をすることはできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、別紙の3に掲げる部分については、法5条1号に定める特定の個人を識別でき、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報とは認められないので、同号に該当せず、開示すべきである。

- (2) 別表の番号2に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の起案者、決裁者及び担当者の氏名が記載されていると認められる。

ア 標記不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分については、これらを開示すると、本件においては、特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返される可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには宿舎に関する業務や各職員の異動先の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舎に関する業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不

開示とした。

イ これを検討するに、当該不開示部分を開示すると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返される可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記アの諮問庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められない。そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の職員及び特定の公務員宿舎の管理事務所の電話番号並びに内線番号及びFAX番号が記載されていると認められる。

これを検討するに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

## 別紙

### 1 (本件請求文書)

管理簿	新管理簿
作成・取得年度等	2015年度
府省名	防衛省本省
大分類	宿舎
中分類	宿舎管理
名称(小分類)	平成27年度 宿舎転任等通報表

### 2 (本件対象文書)

- 文書1 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第6834号。27.4.21)(案文の1枚目を除く。)他4件
- 文書2 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第8430号。27.5.22)他7件
- 文書3 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(5月分各機関等)
- 文書4 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第10031号。27.6.23)他7件
- 文書5 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(6月分各機関等)
- 文書6 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第11498号。27.7.17)他4件
- 文書7 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(7月分各機関等)
- 文書8 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第12877号。27.8.19)他4件
- 文書9 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(8月分各機関等)
- 文書10 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第14573号。27.9.18)他5件
- 文書11 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(9月分各機関等)
- 文書12 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第16491号。27.10.19)他5件
- 文書13 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(10月分各機関等)
- 文書14 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第18185号。27.11.18)他5件

- 文書15 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について（11月分各機関等）
- 文書16 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について（防人厚第20148号。27.12.21）他5件
- 文書17 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について（12月分各機関等）
- 文書18 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について（防人厚第503号。28.1.18）他4件
- 文書19 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について（1月分各機関等）
- 文書20 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について（防人厚第2603号。28.2.18）他4件
- 文書21 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について（2月分各機関等）
- 文書22 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について（防人厚第5940号。28.3.23）他4件
- 文書23 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について（3月分各機関等）

### 3（開示すべき部分）

- (1) 文書1の3枚目ないし5枚目，26枚目ないし28枚目，30枚目，31枚目，34枚目，35枚目，44枚目ないし46枚目，48枚目ないし50枚目，52枚目ないし54枚目，56枚目ないし58枚目，80枚目，87枚目，90枚目，98枚目，99枚目，107枚目，111枚目，114枚目，127枚目，128枚目，133枚目，141枚目ないし143枚目，146枚目，153枚目，160枚目，161枚目，164枚目，167枚目，173枚目，175枚目，177枚目，178枚目，180枚目，182枚目，183枚目，185枚目ないし188枚目及び190枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (2) 文書1の10枚目の表中の「増」欄の「備考」欄の不開示部分，59枚目の表中の「増」欄の「備考」欄の上から1欄目の不開示部分，59枚目及び14枚目の表中の「増」欄の上から2行目及び3行目の不開示部分及び9枚目，47枚目，55枚目，89枚目，113枚目及び145枚目の表中の「減」欄の「備考」欄の不開示部分，84枚目及び139枚目の表中の「備考」欄の上から3欄目の不開示部分並びに166枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分
- (3) 文書1の15枚目，16枚目及び19枚目の表中の「増」欄の上から1行目を除く不開示部分，60枚目の表中の「減」欄の上から1行目の「備



- 考」欄の不開示部分， 60枚目及び93枚目の表中の「減」欄の上から1行目を除く不開示部分及び152枚目の表中の「増」欄の上から1行目及び2行目を除く不開示部分
- (4) 文書2の39枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (5) 文書2の10枚目， 21枚目， 25枚目及び30枚目の表中の「減」欄の「備考」欄の不開示部分並びに21枚目の表中の「計」欄の不開示部分
- (6) 文書3の15枚目， 51枚目， 52枚目， 54枚目， 56枚目， 58枚目， 60枚目， 62枚目， 64枚目， 66枚目， 68枚目， 70枚目， 80枚目， 82枚目， 84枚目， 101枚目， 105枚目， 107枚目ないし109枚目， 111枚目及び124枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (7) 文書3の5枚目の表中の「備考」欄の下から3欄目の不開示部分， 97枚目の表中の「増」欄の上から1行目の「備考」欄の不開示部分， 95枚目， 97枚目及び113枚目の表中の「増」欄の上から2行目及び3行目の不開示部分並びに120枚目及び122枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分
- (8) 文書3の106枚目の表中の「増」欄の上から1行目及び2行目を除く不開示部分， 138枚目の表中の「増」欄の上から1行目を除く不開示部分及び108枚目及び112枚目の表中の「減」欄の上から1行目を除く不開示部分
- (9) 文書4の30枚目及び38枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (10) 文書5の5枚目の表中の「備考」欄の下から4欄目及び5欄目の不開示部分， 40枚目， 50枚目， 51枚目， 53枚目， 55枚目， 57枚目， 60枚目， 62枚目， 64枚目， 66枚目， 68枚目， 71枚目， 77枚目， 80枚目， 84枚目， 91枚目， 102枚目， 120枚目及び125枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (11) 文書5の114枚目及び116枚目の表中の「増」欄の上から2行目及び3行目の不開示部分並びに121枚目及び123枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分
- (12) 文書5の107枚目の表中の「減」欄の上から1行目及び2行目を除く不開示部分， 131枚目の表中の「減」欄の上から1行目ないし5行目を除く不開示部分， 113枚目及び138枚目の表中の「増」欄の上から1行目及び2行目を除く不開示部分及び131枚目の表中の「増」欄の上から1行目ないし7行目を除く不開示部分
- (13) 文書6の5枚目， 10枚目， 21枚目， 25枚目及び30枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (14) 文書7の12枚目， 18枚目， 37枚目， 48枚目， 50枚目， 52枚目， 54枚目， 56枚目， 58枚目， 60枚目， 62枚目， 64枚目，

- 66枚目, 68枚目, 74枚目, 77枚目, 79枚目, 86枚目及び121枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (15) 文書7の80枚目の表中の「増」欄の上から4行目及び5行目の不開示部分及び「減」欄の上から2行目の不開示部分並びに117枚目及び119枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分
- (16) 文書7の102枚目及び108枚目の表中の「減」欄の上から1行目の「備考」欄の不開示部分, 102枚目, 108枚目及び132枚目の表中の「減」欄の上から1行目を除く不開示部分, 127枚目の表中の「増」欄の上から1行目ないし3行目を除く不開示部分及び「減」欄の上から1行目ないし5行目を除く不開示部分並びに134枚目の表中の「増」欄の上から1行目ないし4行目を除く不開示部分
- (17) 文書8の5枚目, 10枚目, 21枚目, 25枚目及び30枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (18) 文書9の1枚目, 12枚目, 18枚目, 36枚目, 37枚目, 44枚目, 47枚目, 48枚目, 50枚目, 52枚目, 54枚目, 57枚目, 59枚目, 61枚目, 63枚目, 65枚目, 66枚目, 68枚目, 77枚目ないし82枚目, 88枚目, 121枚目及び126枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (19) 文書9の14枚目の表中の「増」欄の「備考」欄の不開示部分, 97枚目の表中の「減」欄の「備考」欄の上から1欄目の不開示部分及び上から2行目及び3行目の不開示部分並びに120枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分
- (20) 文書9の105枚目, 109枚目及び136枚目の表中の「増」欄の上から1行目及び2行目を除く不開示部分, 111枚目及び134枚目の表中の「増」欄の上から1行目を除く不開示部分, 129枚目の表中の「増」欄の上から1行目ないし3行目を除く不開示部分及び「減」欄の上から1行目及び2行目を除く不開示部分132枚目の表中の「減」欄の上から1行目の「備考」欄の不開示部分並びに132枚目及び136枚目の表中の「減」欄の上から1行目を除く不開示部分
- (21) 文書10の5枚目, 10枚目, 21枚目, 25枚目, 29枚目及び34枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (22) 文書11の14枚目, 18枚目, 35枚目, 39枚目, 40枚目, 42枚目, 44枚目, 46枚目, 49枚目, 53枚目, 55枚目, 57枚目, 59枚目, 61枚目, 63枚目, 65枚目, 71枚目, 74枚目, 76枚目, 77枚目, 84枚目及び124枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (23) 文書11の122枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分
- (24) 文書11の105枚目の表中の「増」欄の上から1行目ないし3行目

- を除く不開示部分， 105枚目の表中の「減」欄の上から1行目の「備考」欄の不開示部分， 105枚目， 111枚目及び137行目の表中の「減」欄の上から1行目を除く不開示部分， 113枚目の表中の「増」欄の「備考」欄の上から1欄目の不開示部分， 111枚目及び113枚目の表中の「増」欄の上から1行目を除く不開示部分， 109枚目及び130枚目の表中の「増」欄の上から1行目及び2行目を除く不開示部分及び130枚目の表中の「減」欄の上から1行目及び2行目を除く不開示部分
- (25) 文書12の5枚目， 9枚目ないし11枚目， 21枚目， 25枚目， 29枚目及び34枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (26) 文書13の3枚目， 5枚目， 7枚目， 9枚目， 11枚目， 17枚目， 27枚目， 30枚目， 33枚目， 38枚目ないし40枚目， 42枚目， 44枚目， 46枚目， 48枚目， 51枚目， 53枚目， 55枚目， 57枚目， 59枚目， 60枚目， 68枚目， 71枚目， 73枚目， 80枚目， 116枚目及び120枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (27) 文書13の87枚目の表中の「減」欄の「備考」欄の上から1欄目の不開示部分， 91枚目の表中の「増」欄の「備考」欄の上から1欄目及び2欄目の不開示部分， 93枚目の表中の「増」欄の「備考」欄の上から3欄目の不開示部分， 87枚目の表中の「減」欄の上から3行目の不開示部分， 89枚目の表中の「増」欄及び「減」欄の「備考」欄の上から1欄目の不開示部分， 89枚目及び111枚目の表中の「増」欄の上から2行目及び3行目の不開示部分， 89枚目の「減」欄の上から2行目及び3行目の不開示部分及び91枚目の表中の「増」欄の上から3行目の不開示部分並びに114枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分
- (28) 文書13の97枚目の表中の「増」欄の上から1行目ないし3行目を除く不開示部分， 101枚目の表中の「増」欄の上から1行目及び2行目を除く不開示部分， 105枚目及び128枚目の表中の「増」欄の上から1行目の「備考」欄の不開示部分並びに103枚目， 105枚目及び128枚目の表中の「増」欄の上から1行目を除く不開示部分及び124枚目の表中の「増」欄の上から1行目ないし5行目を除く不開示部分
- (29) 文書14の5枚目， 10枚目， 24枚目， 28枚目及び33枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (30) 文書15の5枚目， 8枚目の表中の「減」欄の「備考」欄の不開示部分及び12枚目， 13枚目， 32枚目， 40枚目ないし42枚目， 44枚目， 46枚目， 48枚目， 50枚目， 52枚目， 54枚目， 56枚目， 58枚目， 60枚目， 62枚目， 73枚目， 75枚目， 82枚目， 120枚目及び121枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (31) 文書15の95枚目の表中の「増」欄の「備考」欄の上から1欄目ないし3欄目の不開示部分及び上から5行目の不開示部分， 113枚目の表

- 中の「増」欄の「備考」欄の上から1欄目の不開示部分及び上から2行目及び3行目の不開示部分並びに116枚目及び118枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分
- (32) 文書15の87枚目の表中の「増」欄の上から1行目を除く不開示部分、128枚目の表中の「増」欄の上から1行目及び2行目を除く不開示部分及び「減」欄の上から1行目ないし3行目を除く不開示部分
- (33) 文書16の5枚目、10枚目、20枚目、29枚目、33枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (34) 文書17の11枚目、18枚目、23枚目、32枚目、40枚目ないし42枚目、44枚目、46枚目、48枚目、50枚目、51枚目、53枚目、55枚目、56枚目、57枚目、59枚目、63枚目、65枚目、72枚目、74枚目、80枚目及び117枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (35) 文書17の4枚目、7枚目及び118枚目の表中の「減」欄の「備考」欄の不開示部分、88枚目の表中の「増」欄の上から2行目及び3行目の不開示部分、94枚目の表中の「増」欄の「備考」欄の上から1欄目の不開示部分及び上から2行目ないし5行目の不開示部分並びに115枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分
- (36) 文書17の98枚目及び125枚目の表中の「増」欄の上から1行目ないし3行目を除く不開示部分並びに125枚目の表中の「減」欄の上から1行目ないし3行目を除く不開示部分
- (37) 文書18の9枚目、13枚目、22枚目、25枚目及び28枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (38) 文書19の4枚目、7枚目、9枚目、23枚目、31枚目、39枚目ないし41枚目、43枚目、45枚目、47枚目、49枚目、51枚目、53枚目、55枚目、57枚目、59枚目、61枚目、62枚目、64枚目、73枚目、75枚目、82枚目及び118枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (39) 文書19の89枚目の表中の「増」欄の「備考」欄の上から2欄目の不開示部分、99枚目の表中の「増」欄の上から1行目の「備考」欄及び上から1行目を除く不開示部分、119枚目の表中の「減」欄の「備考」欄の不開示部分及び116枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分
- (40) 文書19の126枚目の表中の「増」欄の上から1行目及び2行目を除く不開示部分並びに「減」欄の上から1行目ないし3行目を除く不開示部分
- (41) 文書20の11枚目、14枚目、24枚目及び28枚目の表中の「備考」欄の不開示部分

- (42) 文書21の11枚目, 31枚目, 39枚目ないし41枚目, 43枚目, 45枚目, 47枚目, 49枚目, 51枚目, 53枚目, 55枚目, 57枚目, 59枚目, 72枚目, 74枚目, 81枚目, 117枚目及び130枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (43) 文書21の88枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目の不開示部分, 112枚目の表中の「増」欄の上から2行目及び3行目の不開示部分及び115枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分並びに127枚目の表中の「減」欄の「備考」欄の不開示部分
- (44) 文書21の118枚目の表中の「増」欄の上から1行目及び2行目を除く不開示部分並びに「減」欄の上から1行目を除く不開示部分
- (45) 文書22の5枚目, 10枚目, 20枚目及び28枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (46) 文書23の4枚目の表中の「減」欄の「備考」欄の不開示部分及び31枚目, 39枚目ないし41枚目, 43枚目, 45枚目, 47枚目ないし50枚目, 52枚目, 54枚目, 56枚目, 58枚目, 59枚目, 74枚目, 76枚目, 81枚目, 117枚目, 118枚目及び123枚目の表中の「備考」欄の不開示部分
- (47) 文書23の88枚目の表中の「増」欄の「備考」欄の上から1欄目の不開示部分, 88枚目, 110枚目及び112枚目の表中の「増」欄の上から2行目及び3行目の不開示部分並びに115枚目の表中の「備考」欄の上から1欄目を除く不開示部分
- (48) 文書23の125枚目の表中の「増」欄の上から1行目ないし3行目を除く不開示部分及び「減」欄の上から1行目及び2行目を除く不開示部分及び128枚目の表中の「減」欄の上から1行目を除く不開示部分並びに132枚目の表中の「減」欄の上から1行目及び2行目を除く不開示部分

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書1	2枚目ないし5枚目, 8枚目ないし10枚目, 13枚目ないし35枚目, 37枚目, 38枚目, 40枚目, 41枚目, 44枚目ないし60枚目, 62枚目ないし81枚目, 84枚目, 87枚目ないし103枚目, 106枚目, 107枚目, 110枚目ないし115枚目, 120枚目ないし135枚目, 138枚目, 139枚目, 141枚目ないし146枚目, 152枚目ないし188枚目及び190枚目ないし196枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり, これを公にした場合, 特定の個人を識別でき, 又は特定の個人を識別することはできないが, 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書2	5枚目ないし7枚目, 10枚目ないし18枚目, 21枚目, 22枚目, 25枚目ないし27枚目, 30枚目ないし32枚目, 35枚目, 36枚目, 39枚目, 40枚目, 43枚目及び44枚目のそれぞれ一部	
	文書3	2枚目ないし5枚目, 7枚目, 9枚目ないし11枚目, 14枚目ないし16枚目, 18枚目ないし20枚目, 22枚目ないし26枚目, 28枚目, 29枚目, 31枚目ないし33枚目, 35枚目, 36枚目, 38枚目ないし52枚目, 54枚目, 56枚目, 58枚目	

		目, 60枚目, 62枚目, 64枚目, 66枚目ないし68枚目, 70枚目, 74枚目ないし78枚目, 80枚目ないし82枚目, 84枚目ないし98枚目, 100枚目ないし125枚目, 127枚目ないし131枚目, 133枚目, 135枚目及び137枚目ないし139枚目のそれぞれ一部
	文書4	5枚目ないし7枚目, 10枚目ないし18枚目, 21枚目, 22枚目, 25枚目ないし27枚目, 30枚目ないし32枚目, 35枚目, 38枚目及び41枚目のそれぞれ一部
	文書5	2枚目ないし5枚目, 7枚目, 9枚目ないし11枚目, 13枚目, 14枚目, 16枚目, 18枚目ないし24枚目, 26枚目, 28枚目ないし31枚目, 33枚目ないし44枚目, 46枚目ないし53枚目, 55枚目ないし58枚目, 60枚目ないし64枚目, 66枚目ないし72枚目, 74枚目, 76枚目ないし78枚目, 80枚目ないし82枚目, 84枚目ないし95枚目, 97枚目, 99枚目, 101枚目ないし108枚目, 110枚目ないし126枚目, 128枚目ないし131枚目, 133枚

		目, 1 3 5 枚目及び1 3 7 枚目ないし1 3 9 枚目のそれぞれ一部
	文書 6	5 枚目ないし7 枚目, 1 0 枚目ないし1 8 枚目, 2 1 枚目, 2 2 枚目, 2 5 枚目ないし2 7 枚目及び3 0 枚目ないし3 2 枚目のそれぞれ一部
	文書 7	1 枚目ないし4 枚目, 6 枚目, 8 枚目ないし1 0 枚目, 1 2 枚目ないし1 5 枚目, 1 7 枚目ないし2 0 枚目, 2 2 枚目, 2 3 枚目, 2 5 枚目ないし2 7 枚目, 2 9 枚目, 3 0 枚目, 3 2 枚目, 3 3 枚目, 3 5 枚目ないし4 1 枚目, 4 3 枚目ないし6 0 枚目, 6 2 枚目, 6 4 枚目ないし6 9 枚目, 7 1 枚目, 7 3 枚目ないし7 5 枚目, 7 7 枚目ないし9 1 枚目, 9 3 枚目, 9 5 枚目, 9 7 枚目, 9 9 枚目ないし1 0 3 枚目, 1 0 5 枚目ないし1 2 2 枚目, 1 2 4 枚目ないし1 2 7 枚目, 1 2 9 枚目及び1 3 1 枚目ないし1 3 5 枚目のそれぞれ一部
	文書 8	5 枚目ないし7 枚目, 1 0 枚目ないし1 8 枚目, 2 1 枚目, 2 2 枚目, 2 5 枚目ないし2 7 枚目及び3 0 枚目ないし3 2 枚目のそれぞれ一部
	文書 9	1 枚目ないし4 枚目, 6 枚



		目， 8枚目ないし10枚目， 12枚目ないし15枚目， 17枚目ないし19枚目， 22枚目ないし25枚目， 27枚目ないし29枚目， 31枚目， 32枚目， 34枚目ないし39枚目， 41枚目ないし57枚目， 59枚目， 61枚目， 63枚目ないし69枚目， 71枚目， 73枚目， 75枚目， 77枚目ないし92枚目， 94枚目， 96枚目ないし98枚目， 100枚目， 102枚目ないし106枚目， 108枚目ないし122枚目， 124枚目ないし129枚目及び131枚目ないし137枚目のそれぞれ一部	
	文書10	5枚目ないし7枚目， 10枚目ないし18枚目， 21枚目， 22枚目， 25枚目， 26枚目， 29枚目ないし31枚目， 34枚目及び35枚目のそれぞれ一部	
	文書11	2枚目ないし4枚目， 6枚目， 8枚目ないし10枚目， 13枚目ないし15枚目， 17枚目ないし19枚目， 21枚目， 22枚目， 24枚目ないし26枚目， 28枚目ないし31枚目， 33枚目ないし44枚目， 46枚目， 48枚目ないし55枚目， 57枚目ないし59枚目， 61枚目ないし	

		68枚目, 70枚目ないし 72枚目, 74枚目ないし 77枚目, 79枚目ないし 81枚目, 83枚目ないし 88枚目, 90枚目ないし 92枚目, 94枚目, 96 枚目, 98枚目, 100枚 目, 102枚目ないし10 6枚目, 108枚目ないし 125枚目, 127枚目な いし130枚目, 132枚 目ないし134枚目及び1 36枚目ないし138枚目 のそれぞれ一部
	文書12	5枚目, 6枚目, 9枚目な いし18枚目, 21枚目, 22枚目, 25枚目, 26 枚目, 29枚目ないし31 枚目及び34枚目のそれぞ れ一部
	文書13	3枚目ないし13枚目, 1 5枚目ないし20枚目, 2 2枚目, 23枚目, 25枚 目ないし46枚目, 48枚 目ないし53枚目, 55枚 目, 57枚目ないし65枚 目, 67枚目ないし69枚 目, 71枚目ないし77枚 目, 79枚目ないし84枚 目, 86枚目ないし98枚 目, 100枚目ないし11 7枚目, 119枚目ないし 125枚目, 127枚目な いし130枚目及び132 枚目のそれぞれ一部
	文書14	5枚目ないし7枚目, 10 枚目ないし17枚目, 20

		枚目， 2 1 枚目， 2 4 枚目， 2 5 枚目， 2 8 枚目ないし 3 0 枚目， 3 3 枚目及び 3 4 枚目のそれぞれ一部
	文書 1 5	4 枚目ないし 1 4 枚目， 1 6 枚目， 1 8 枚目ないし 2 3 枚目， 2 5 枚目ないし 2 8 枚目， 3 0 枚目ないし 3 4 枚目， 3 6 枚目ないし 4 8 枚目， 5 0 枚目ないし 5 2 枚目， 5 4 枚目， 5 6 枚目， 5 8 枚目， 6 0 枚目ないし 6 3 枚目， 6 5 枚目ないし 6 7 枚目， 6 9 枚目， 7 1 枚目， 7 3 枚目ないし 8 8 枚目， 9 0 枚目， 9 2 枚目， 9 4 枚目ないし 1 0 0 枚目， 1 0 2 枚目， 1 0 4 枚目， 1 0 6 枚目ないし 1 2 1 枚目， 1 2 3 枚目ないし 1 2 5 枚目， 1 2 7 枚目， 1 2 8 枚目， 1 3 0 枚目ないし 1 3 2 枚目， 1 3 4 枚目及び 1 3 6 枚目のそれぞれ一部
	文書 1 6	5 枚目ないし 7 枚目， 1 0 枚目ないし 1 7 枚目， 2 0 枚目， 2 1 枚目， 2 5 枚目， 2 6 枚目， 2 9 枚目， 3 0 枚目及び 3 3 枚目のそれぞれ一部
	文書 1 7	3 枚目ないし 1 2 枚目， 1 4 枚目， 1 6 枚目ないし 2 1 枚目， 2 3 枚目， 2 4 枚目， 2 7 枚目， 2 8 枚目， 3 0 枚目ないし 3 4 枚目， 3 6 枚目ないし 4 8 枚目，

		50枚目, 51枚目, 53枚目, 55枚目ないし57枚目, 59枚目ないし66枚目, 68枚目, 70枚目, 72枚目ないし74枚目, 76枚目ないし85枚目, 87枚目ないし89枚目, 91枚目, 93枚目ないし99枚目, 101枚目, 103枚目, 105枚目ないし111枚目, 113枚目ないし118枚目, 120枚目ないし125枚目, 127枚目ないし129枚目, 131枚目及び133枚目のそれぞれ一部
	文書18	9枚目ないし11枚目, 13枚目ないし20枚目, 22枚目, 23枚目, 25枚目, 26枚目及び28枚目ないし30枚目のそれぞれ一部
	文書19	3枚目ないし12枚目, 14枚目, 16枚目, 17枚目, 19枚目ないし21枚目, 23枚目, 24枚目, 26枚目, 27枚目, 29枚目ないし33枚目, 35枚目ないし41枚目, 43枚目, 45枚目ないし53枚目, 55枚目, 57枚目, 59枚目ないし65枚目, 67枚目, 69枚目, 71枚目, 73枚目ないし75枚目, 77枚目ないし86枚目, 88枚目ないし90枚目, 92枚目, 94

		枚目， 9 6 枚目ないし 1 0 0 枚目， 1 0 2 枚目， 1 0 4 枚目， 1 0 6 枚目ないし 1 1 2 枚目， 1 1 4 枚目ないし 1 1 9 枚目， 1 2 1 枚目ないし 1 2 6 枚目， 1 2 8 枚目ないし 1 3 0 枚目， 1 3 2 枚目及び 1 3 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 0	1 1 枚目ないし 2 1 枚目及び 2 3 枚目ないし 2 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 1	3 枚目ないし 6 枚目， 8 枚目， 1 0 枚目ないし 1 2 枚目， 1 4 枚目， 1 6 枚目， 1 7 枚目， 1 9 枚目ないし 2 1 枚目， 2 3 枚目， 2 4 枚目， 2 6 枚目， 2 7 枚目， 2 9 枚目ないし 3 3 枚目， 3 5 枚目ないし 4 1 枚目， 4 3 枚目， 4 5 枚目ないし 5 1 枚目， 5 3 枚目， 5 5 枚目， 5 7 枚目， 5 9 枚目， 6 0 枚目， 6 2 枚目， 6 4 枚目ないし 6 6 枚目， 6 8 枚目， 7 0 枚目， 7 2 枚目ないし 7 4 枚目， 7 6 枚目から 8 5 枚目， 8 7 枚目ないし 8 9 枚目， 9 1 枚目， 9 3 枚目， 9 5 枚目ないし 1 0 1 枚目， 1 0 3 枚目， 1 0 5 枚目ないし 1 1 8 枚目， 1 2 0 枚目ないし 1 2 2 枚目， 1 2 4 枚目， 1 2 6 枚目， 1 2 7 枚目及び 1 2 9 枚目ないし 1 3 3 枚目のそれぞれ一部	

	文書 2 2	5 枚目ないし 7 枚目, 1 0 枚目ないし 1 7 枚目, 2 0 枚目, 2 1 枚目, 2 5 枚目 及び 2 8 枚目ないし 3 0 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 3	3 枚目ないし 6 枚目, 8 枚目, 1 0 枚目, 1 2 枚目, 1 4 枚目, 1 6 枚目, 1 7 枚目, 1 9 枚目ないし 2 1 枚目, 2 3 枚目, 2 4 枚目, 2 6 枚目, 2 7 枚目, 2 9 枚目ないし 4 1 枚目, 4 3 枚目, 4 5 枚目ないし 5 0 枚目, 5 2 枚目, 5 4 枚目, 5 6 枚目, 5 8 枚目 ないし 6 0 枚目, 6 2 枚目 ないし 6 6 枚目, 6 8 枚目, 7 0 枚目, 7 2 枚目 ないし 8 9 枚目, 9 1 枚目, 9 3 枚目, 9 5 枚目ないし 9 9 枚目, 1 0 1 枚目, 1 0 3 枚目, 1 0 5 枚目 ないし 1 1 8 枚目, 1 2 0 枚目, 1 2 2 枚目ないし 1 2 5 枚目, 1 2 7 枚目ないし 1 2 9 枚目及び 1 3 1 枚目 ないし 1 3 3 枚目のそれぞれ一部	
2	文書 2	1 枚目の一部 (連絡先を除く。)	個人に関する情報であり, これを公にした場合, 特定の個人を識別でき, 又は特定の個人を識別することはできないが, 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 国の機関が行う事務に関
	文書 3	1 枚目及び 3 7 枚目のそれぞれ一部 (内線番号を除く。)	
	文書 4	1 枚目の一部 (連絡先を除く。)	
	文書 5	1 枚目の一部 (内線番号を除く。)	

	文書 6	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	<p>する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
	文書 7	3 1 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書 8	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 9	3 0 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書 1 0	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 1 2	同上	
	文書 1 3	1 枚目及び 2 4 枚目のそれぞれ一部（内線番号を除く。）	
	文書 1 4	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 1 5	1 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書 1 6	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 1 7	2 6 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書 1 8	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 1 9	2 5 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書 2 1	同上	
	文書 2 2	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 2 3	2 5 枚目の一部（内線番号を除く。）	
3	文書 2	1 枚目の連絡先	<p>国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来す</p>
	文書 3	1 枚目及び 3 7 枚目のそれぞれ内線番号	
	文書 4	1 枚目の連絡先	
	文書 5	1 枚目の内線番号	
	文書 6	1 枚目の連絡先	

文書7	31枚目の内線番号	など、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
文書8	1枚目の連絡先	
文書9	30枚目の内線番号	
文書10	1枚目の連絡先	
文書12	同上	
文書13	1枚目及び24枚目のそれぞれ内線番号	
文書14	1枚目の連絡先	
文書15	1枚目の内線番号	
文書16	1枚目の連絡先	
文書17	26枚目の内線番号	
文書18	1枚目の連絡先	
文書19	25枚目の内線番号	
文書21	同上	
文書22	1枚目の連絡先	
文書23	25枚目の内線番号	